

平成25年1月から全ての確認申請窓口で 建築士免許の登録の有無 定期講習の受講状況

の確認を行います。

◆対象となる建築士

確認申請書
完了検査申請書
中間検査申請書

第二面の【3. 設計者】欄又は【5. 工事監理者】欄に記載されたすべての建築士
(構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含みます)

◆確認の方法

確認窓口	確認の方法
長崎県 (各振興局・支所)	データベースを利用して建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況の確認を行います。 ※データベースで確認できる場合は、窓口での免許証等の原本提示は不要です。 (確認できない場合には、原本の提示を求める場合があります)
長崎市	
佐世保市	
島原市	
大村市	
(財)長崎県住宅・建築総合センター	
平戸市	建築士の免許証の原本の確認 定期講習修了証の原本の確認 ※第二面に記載された全ての建築士について、窓口での提示が必要です。
松浦市	
五島市	

この取り組みは、国土交通省の指示により全国一律に実施しています。

長崎県内特定行政庁・長崎県知事指定確認検査機関